

## 誓 約 書

- 1 次の事由が判明した場合に、不支給の決定を受けても不服申し立ては行いません。
  - 被害者又は第1順位遺族が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、又は属していたことがあるとき。ただし、当該組織に属していたことが当該犯罪行為の発生に関係ない場合であって、被害者が現に当該組織に属する者でないときを除く。
  - 犯罪被害者等見舞金を受けることで、加害者を利することになる場合
  - 犯罪被害を受ける原因として被害者及び第1順位遺族に過度な帰責性
  - 被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事由
- 2 犯罪被害者等見舞金受給後に、被害届の取り下げ等により、加害者に対する処罰意思がなくなった場合は、速やかに届け出るとともに、犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還します。
- 3 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、既に受給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還します。

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日(男・女)